

名古屋市告示第571号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年11月1日

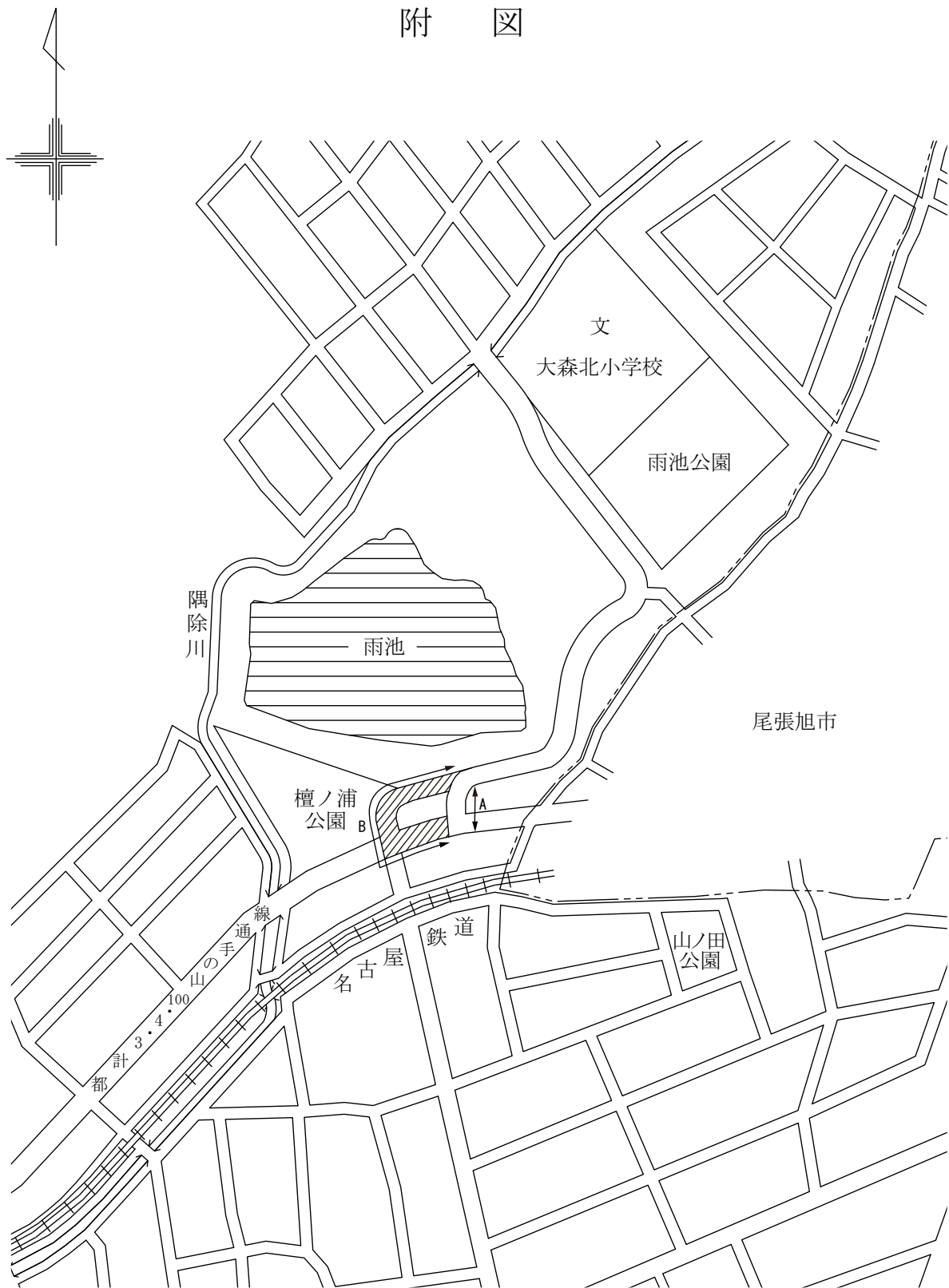
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	御膳洞第1号線	名古屋市守山区弁天が丘 1804番地先から 名古屋市守山区御膳洞102 番地先まで	前	0.033	13.67 ～ 16.18	附 図
	A			後	0.033	13.67 ～ 16.18	
	B				0.120	11.94 ～ 16.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

